

指定居宅介護支援事業所／指定介護予防支援事業所

運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シルバークエアサービスが開設する指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員及び、専門員研修の途上者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援及び指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員等は、要支援者及び要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、当該認定審査会意見に配慮し、当該被保険者に適切な支援を行うことを旨とする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な介護支援の提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所ひまわり
- 二 所在地 愛媛県今治市郷本町3丁目5番37号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（介護支援専門員兼務） 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供に当たる。
- 三 事務員 1名以上
事務員は、介護支援専門員の補助的業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日
但し、1月1日から1月3日までを除く。
- 二 営業時間 午前8時から午後5時
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。定休日についても、利用者の都合に合わせて対応が可能とする。

(指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

一 利用者の相談を受ける場所

事業所内及び利用者宅その他必要と認められる場所において行うものとする。

二 使用する課題分析票の種類

利用者の状況を勘案し、居宅サービス計画ガイドライン等を使用する。

三 サービス担当者会議の開催場所

事業所内その他必要と認められる場所において開催する。

四 介護支援専門員の居宅訪問頻度

指定居宅介護支援は月1回、指定介護予防支援は3か月1回を目安とし、必要に応じて訪問するものとする。

※以下の要件を満たす場合は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。

ア 利用者の同意を得ること。

イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i 利用者の状態が安定していること。

ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

五 その他これに付帯する事業

2 指定居宅介護支援及び指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示上の額）によるものとし、当該指定居宅介護支援及び指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

これらの介護報酬告示は事業所の見やすい場所に提示するものとする。

3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援及び指定介護予防支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、今治市とする。但し、島しょ部は除く区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援専門員等は、介護支援を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければ

ならない。

(虐待の防止)

第9条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 担当職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - 二 継続研修 年1回
- 2 介護支援専門員等その他従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者は、介護支援専門員等その他の従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社シルバーケアサービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。